

すみだの力応援助成事業

新型コロナウイルス感染症に関する注意事項

①事業を中止する場合

新型コロナウイルス感染症の影響により、やむを得ない場合には、採択された後でも事業を中止することができます。

ただし、「すみだの力応援助成事業」への応募は、スタート応援コース、ステップアップ応援コースを合わせ、1団体につき通算3回までとなっております。事業を中止しても、採択された時点で枠を1回使用したことになりますので、ご注意ください。

例1) スタート応援コースに応募、採択されたが、事業を中止した場合
→次年度以降は、ステップアップ応援コースのみ、応募が可能です。

例2) 過去に2回助成を受けていて、今年度応募、採択されたが、事業を中止した場合
→次年度以降の申請はできません。

また、事業を中止した場合、使用しなかった助成金を返還していただく必要があります。なお、準備にかかった費用等、事業中止の前にすでに使用していた分については、返還の必要はありません。

②新型コロナウイルス感染症対策

東京都が示している「事業者向け東京都感染拡大防止ガイドライン～「新しい日常」の定着に向けて～」(※1)及び内閣府が示している「業種別ガイドライン」(※2)に則って事業を進めてください。

(※1)「東京都防災ホームページ」からダウンロードできます。

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1009757/1012758.html>

(※2)「新型コロナウイルス感染症対策」のホームページからダウンロードできます。

<https://corona.go.jp/>

採択後、区の感染症対策の指導に従わなかった場合、交付を取り消し、助成金を返還していただく場合があります。